

徳島県告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門総合サービスセンターにおいて、令和五年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年一月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

4 0		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
徳島空港				板野郡北島町太郎八須字 宮ノ西一番四地先から 鳴門市大麻町東馬詰字式 番越九番五地先まで		新	一一・九〇四三・五	六七八・〇
				旧				